

学童保育室支援員の補助員 (登録制) 学生の方を募集します

学童保育室支援員の保育・指導の補助として、勤務して下さる学生の方を募集します。

小学校が長期休業日等で、学童保育室の入室児童数が増加した場合に、補助員として登録していただいた方に勤務日程を調整のうえ、勤務していただくこととなります。

勤務内容 学童保育室支援員の保育・指導の補助を行っていただきます。勤務が必要となったとき、登録されている方に連絡をし、勤務日程の調整をします。

勤務地 越生学童保育室・分室(越生小学校内)
梅園学童保育室(梅園コミュニティ館)

勤務時間 1日/・5時間前後
・土曜日や夏休み等の長期休業日は、午前8時～午後6時30分間の7時間前後

※学童保育支援員は、シフト制で勤務しており、入室児童数により勤務する支援員の数は異なります。

報酬 時間額993円

登録人数 5人前後

応募資格 学生の方(高校生は除く)

※町内在住の方や教員、保育士等子どもに携わる仕事を目指している方を歓迎します。

※登録は、大学等を卒業するまでの間で、本人が希望する日まで

選考方法 面接

応募方法 指定の履歴書「越生町会計年度任用職員選考申込書」に記入の上、7月20日(木)までに総務課窓口へ提出してください。

(様式は町ホームページからダウンロードまたは総務課窓口でお渡しします)

園子育て支援課 子ども担当

☎内線161

～特定創業支援等事業～

おごせ創業塾を開催します

「おごせ創業塾」は、新規開業を検討している方や開業して間もない方を対象に、事業経営における基礎知識や新規開業時の具体的な事業計画・資金計画の立て方を身に付けていただくことを目的とした創業支援等事業です。

日時 8月23日(水)、30日(水)、
9月13日(水)、20日(水)
いずれも午後7時～9時(全4回講座)

場所 越生町商工会館

カリキュラム

【第1回】8月23日(水) 創業の心構え・事業計画策定のポイント等 他

【第2回】8月30日(水) マーケティング戦略の基本・収支計画の立て方 他

【第3回】9月13日(水) 財務会計の基礎知識・資金繰り 他

【第4回】9月20日(水) 労務管理の基本・行動計画策定 他

受講料 無料

定員 15名(先着順)

受講者は、8月23日(水)～9月20日(水)までの期間に経営指導員による個別相談と専門家によるフォローアップ指導が受けられます。

4日間受講した方に証明書を発行します。法人設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの国の支援を受けることができます。

なお、受講ができなかった講座については、後日に個別指導を受けることで、特定支援等事業による支援を受けたものとみなします。

申込み・問い合わせ

☎越生町商工会

☎292-2021

マイナンバーカード総合支援窓口開設中

マイナンバーカードの申請サポート、受取り、マイナポイントの申込みサポート等、マイナンバーカードに関する手続きを、町民課窓口で行っています。

マイナンバーカードの受け取りはお早めに

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請された方のマイナポイントの申込み期限は、令和5年9月末までとなっています。

今後、窓口の混雑が見込まれますので、「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」(ハガキ)が届いた方は、お早めにお受け取りにお越しく下さい。

※土曜日、日曜日は混雑が予想されますので、なるべく平日にお越しく下さい。

場所 役場1階 町民課窓口

日時 ○平日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

○土曜日 午前8時30分～11時30分

※7月30日(日)は、午前8時30分から11時30分まで窓口を開設します。

(他の業務(住民票の写しの交付等)は実施しませんのでご注意ください。)

※8月29日(火)、9月25日(月)は、午後8時まで窓口を延長します。

(午後5時15分以降は、他の業務(住民票の写しの交付等)は実施しませんのでご注意ください。)

～マイナンバーカードの申請サポート(※写真撮影をします)～

持ち物 ○本人確認書類(AまたはB)

A: 運転免許証、パスポート、在留カード等のうち1点

B: 健康保険証、年金手帳、医療費受給者証、学生証等のうち2点

※QRコード付き申請書をお持ちの方はご持参ください。

～マイナンバーカードの受け取り～

持ち物 ○「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」(ハガキ)

○通知カード

○本人確認書類(AまたはB)

A: 運転免許証、パスポート、在留カード等のうち1点

B: 健康保険証、年金手帳、医療費受給者証、学生証等のうち2点

※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

～マイナポイントの申込みサポート～

持ち物 ○マイナンバーカード(暗証番号もお忘れなく)

○キャッシュレス決済サービスIDとセキュリティコードのわかるもの(カードやスマートフォンなど)

○口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカード)

※マイナポイントは令和5年2月末までに、マイナンバーカードの申請をした方が対象です。

※マイナポイントの申込みは、ご自宅でもできます。スマートフォンに「マイナポイント」と「マイナポータル」のアプリをインストールして、申込みをしてください。

園町民課 住民担当

☎内線124・125